

公会計制度改革の背景と意義

総務省自治財政局財務調査課

地方の公会計整備の取組み

		地方	国
平成12年	3月	「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」 報告書 ・普通会計バランスシートの作成モデルを公表	
	10月		「国の貸借対照表(試案)」 ・「国の貸借対照表作成の基本的考え方」をとりまとめ、平成10年度決算分より公表
平成13年	3月	「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」 報告書 ・行政コスト計算書、各地方公共団体全体のバランスシートの作成モデルを公表	
平成16年	6月		「省庁別財務書類の作成基準」(財政制度等審議会)
	10月		「省庁別財務書類(14年度決算分)」を公表
平成17年	9月	「地方公共団体の連結バランスシート(試案)」 ・公社・第3セクター等を含めた連結バランスシートの作成モデルを公表	「国の財務書類(15年度決算分)」を公表 ・国のフローとストックの財務情報を作成
平成18年	3月	全都道府県・政令市で「連結バランスシート(試案・16年度決算分)」を公表	
	5月	「新地方公会計制度研究会」報告書公表	
	6月		「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」 (財政制度等審議会)
	7月	「新地方公会計制度実務研究会」発足	
	8月	「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」総務事務次官通知 ・取組状況や団体規模に応じ、3年後ないし5年後までに、4表の整備又は4表作成に必要な情報の開示を要請	

公会計の整備を検討すべき背景

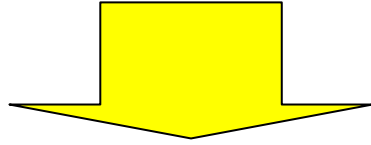
- 1 行政の信頼の確保と情報開示の徹底
- 2 地方分権の推進
 - ・ 地方分権改革推進法、地方分権改革推進委員会
- 3 夕張市問題と個々の地方公共団体の財政状況に対する注目
- 4 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の成立
- 5 地方公共団体及びその外郭団体に対する金融機関の目線の変化
- 6 資産・債務改革

公会計整備の意義

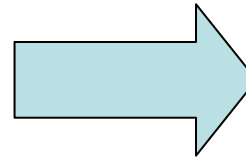
- 1 現金主義による会計処理の補完
 - ・見えにくいコストの明示、正確なストックの把握、将来の住民負担に対する意識
- 2 公社・3セク等との連携を踏まえた会計の整備による全体的な財政状況の把握
- 3 コスト分析と政策評価への活用
 - ・事業別、施設別の財務書類を用いた検討
- 4 資産・債務改革への対応
 - ・平成21年度夏までを目途に具体的施策を策定

現金主義による会計処理の補完

現金主義の意義：分かりやすい資源配分
しかし、見えにくいコストも存在

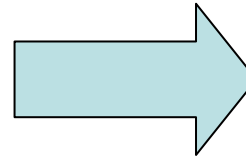


- ・次世代に引き継ぐ資産は？
- ・将来職員が退職する場合の負担は？
- ・債務超過している宅地造成事業の債務は？
- ・損失補償している公社・3セクの債務は？



貸借対照表

- ・経常的な行政サービスにかかったコストは？
- ・受益者負担でどれほどコストが賄われたか？



行政コスト計算書

- ・経常的経費や投資的経費の財源は？
- ・年間での資金の変動は？



資金収支計算書

- ・資産がどのように変動したのか？
- ・資産はどのような財源で形成されたのか？



純資産変動計算書

地方における資産・債務改革の手順等

・資産・債務の実態把握と情報開示

行政改革推進法 § 62① I
「地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること」

- ・ 国に準拠した公会計の整備
- ・ 平成19年10月17日公表の「新地方公会計制度実務研究会報告書」等により提示された「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」を活用し、地方公共団体は公会計を整備

行政改革推進法 § 62②
「政府は、地方公共団体に対し、(略)企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。」

・資産・債務改革の方針の策定

行政改革推進法 § 62① II
「地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。」

- ・ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく指標の算定方法等

・資産・債務改革についての具体的な施策を策定

行政改革推進法 § 62① II
「地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。」

- ・ 地方公共団体における先進的な事例（民営化、PFI、資産売却、ネーミングライツ等）

総務省における最近の地方公会計モデルの検討状況 (1/2)

平成18年5月：「新地方公会計制度研究会報告書」

- 地方公共団体が財務情報のわかりやすい開示を行なうため、国の財務書類に準拠した公会計モデル(基準モデル、総務省方式改訂モデル)を提案。
- 貸借対照表(B/S)、行政コスト計算書(P/L)、資金収支計算書(CF)、純資産変動計算書の4表の整備ないしは4表作成に必要な情報の開示を要請。

平成18年7月：「新地方公会計制度実務研究会」設置

- 「新地方公会計制度研究会報告書」を踏まえ、実務的な観点から同報告書で示されたモデルの実証的検証及び資産評価方法等の諸課題について検討。

平成18年8月31日：

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(地方行革新指針)

- 公会計の整備について、取り組み状況や団体規模に応じ、
 - ・ 都道府県、人口3万人以上の都市においては3年後、
 - ・ 町村、人口3万人未満の都市においては5年後までに、4表の整備または4表作成に必要な情報の開示を要請。

審議
検討

・先の通常国会の審議において、早期の取り組み、健全化法の前提となる公会計整備について質疑。

・菅前総務大臣も早期に整備すべきとの認識を答弁。

→ 報告書では、健全化判断比率の公表に合わせて、1年前倒しでの公会計整備が期待されている旨明記。

『新地方公会計制度実務研究会報告書』の公表(平成19年10月17日)

○「基準モデル」(倉敷市において実証的検証)

- ・公有財産台帳を開始当初より整備し、土地・建物等は台帳の計数を基礎として定期的に再評価しBS計上(但し、道路、河川等のインフラ資産は取得原価)
- ・個々の取引情報を発生主義により複式記帳(日々の仕訳や期末一括の仕訳)

○「総務省方式改訂モデル」(浜松市において実証的検証)

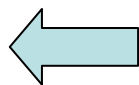
- ・まずは売却可能資産の評価から着手し、公有財産台帳は段階的に整備(評価されない資産は事業費積上)
- ・取引データは既存の決算統計の数値を活用。事後、複式記帳の考え方を導入

→ いずれのモデルも、地方公共団体の資産の実態と財政状態を的確に把握し、財務情報のわかりやすい開示・提供を行うもの。

→ 今後、ブロック会議を開催し、公会計モデルの周知に努めるとともに、地方団体の整備の過程で判明した実務上の課題を踏まえ、必要な見直しを図る。

地方公会計モデルにおける資産評価と仕訳(1/2)

1. 資産評価の手法



「行革推進法」による資産・債務改革に関する地方団体への要請も踏まえ実施

- (1)原則として全ての資産(インフラ資産を除く)を公正価値で評価。
- (2)土地の開始時簿価は、固定資産税評価額を基礎として算定。ただし、インフラ資産の底地は取得価格を開始時簿価とする。
- (3)土地以外の資産(建物・工作物等)の開始時簿価は原則として、次式で計算。
(開始時簿価) = (再調達価額) - (減価償却累計額)
なお、再調達価額は、不動産鑑定評価額や取得価額にデフレーターを乗じた価額等
- (4)償却資産は、毎年減価償却し、原則別途の再評価は行わない。土地は原則として3年毎の再評価。

基準モデル



- 土地・建物等は原則として公有財産台帳の計数を基礎として定期的に再評価しBS上の価額とする。
- 公有財産台帳の整備が当初から必要

総務省方式改訂モデル

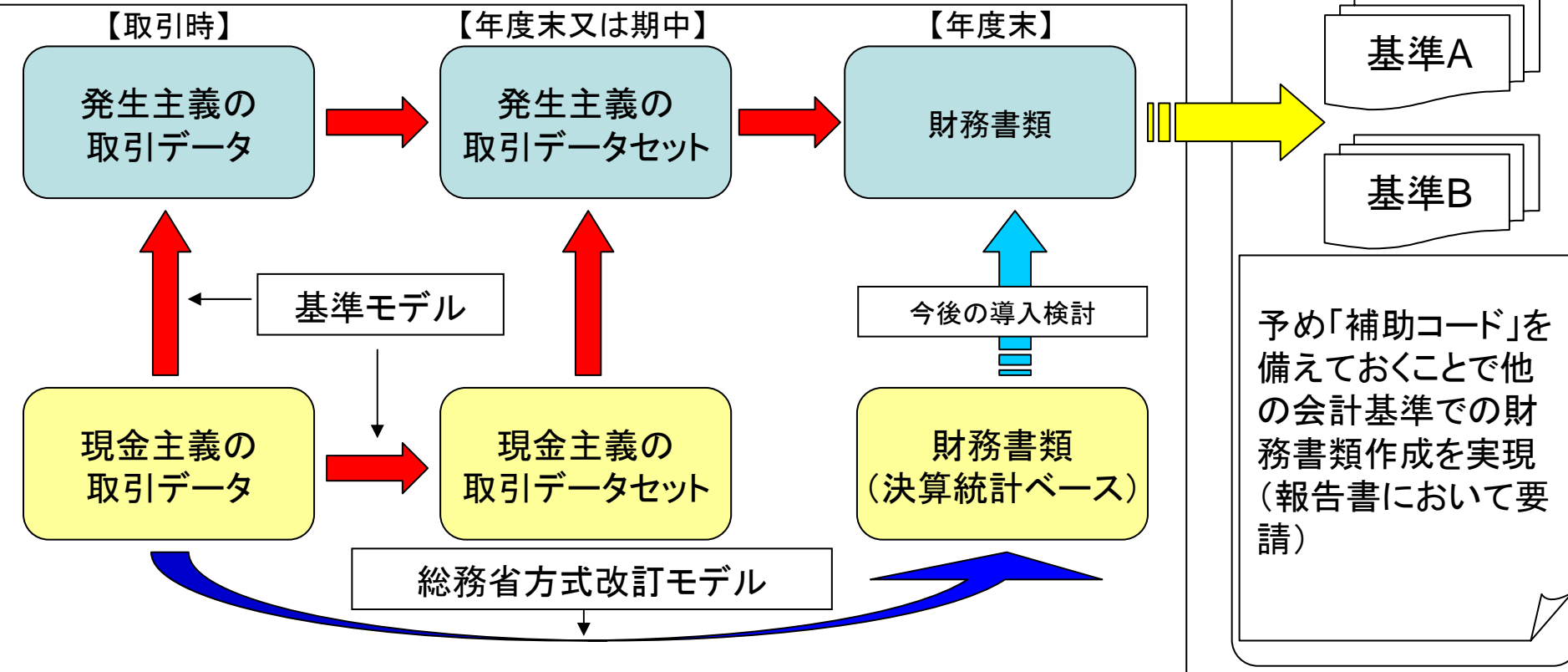


- 開始年度はまずは売却可能資産から評価。
- その後、順次、土地、建物、構築物、物品といった手順で公有財産の資産評価を実施しBSを精緻化。

一定期間後には、両モデルとも、同様の資産評価が実現し、資産・債務改革にも寄与。

地方公会計モデルにおける資産評価と仕訳(2/2)

2. 仕訳（歳入歳出取引データの処理方法）



基準モデル

- 日々発生順又は期末一括で仕訳を実施
- 簡便法として、決算組み替え法も提示

総務省方式改訂モデル

- 決算統計の数値を用いて財務書類を作成
- 今後、複式簿記の考え方の導入検討

地方公共団体財政健全化法施行のスケジュール

平成19年度			平成20年度			平成21年度		
6/22	～12月	3月	4月～	秋	3月	4月	秋	3月
○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布	○ 再生基準等を内容とする政省令の整備 指標の具体的算定ルール及び早期健全化基準・財政 (地方公共団体との意見交換)	(平成20年度予算編成)	○ 指標の公表に係る規定の施行 (公布後1年以内)	● 19年度決算に基づく指標の公表		○ 計画策定義務等に係る規定の施行	● 財務書類4表の整備	○ 20年度決算に基づく指標の公表
							○ 財政再生計画を策定 (平成21年度内)	○ 計画策定義務に該当する団体は、財政健全化計画・



早期の財務書類の整備